

平成 29 年 度

財政援助団体等監査結果報告書

松本市監査委員

松監事第34号
平成30年3月26日

松本市長 菅谷 昭 様
松本市議会議長 上 條 俊 道 様

松本市監査委員 太 田 由 夫
 同 伊 藤 かおる
 同 宮 坂 郁 生

平成29年度財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を提出します。

なお、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知してください。

目 次

1	監査の種類	1
2	監査の対象	1
3	監査の範囲	1
4	監査の期間	1
5	監査の方法	1
6	監査対象団体の概要	3
7	監査の結果	5

(注)

文中及び各表中の金額は、原則として百円単位で四捨五入し、千円単位で表示しています。従って、合計と内訳の計が一致しない場合があります。

1 監査の種類

財政援助団体等監査（出資団体、指定管理者の監査）

2 監査の対象

松本市から財政的援助、出資等を受けた団体で、行政改革により関与の見直しが行われた13団体の中から計画的に監査を実施することとし、今年度は次の団体を監査の対象としました。

なお、一般財団法人奈川振興公社については、公の施設の指定管理者監査を併せて実施することとし、「ながわ山彩館」を対象としました。

(1) 一般財団法人奈川振興公社（団体所管課 地域づくり部 奈川支所）

（指定管理所管課 農林部 西部農林課）

(2) 四賀むらづくり株式会社（団体所管課 商工観光部 観光温泉課）

3 監査の範囲

一般財団法人奈川振興公社は主として第34期（平成27年4月1日から平成28年3月31日）及び第35期（平成28年4月1日から平成29年3月31日）並びに第36期の監査時点、四賀むらづくり株式会社は主として第21期（平成27年7月1日から平成28年6月30日）及び第22期（平成28年7月1日から平成29年6月30日）並びに第23期の監査時点の事業に係る出納その他の事務の執行について監査の対象としました。

4 監査の期間

平成29年9月27日から平成30年3月23日まで

5 監査の方法

監査対象団体及び所管課から、必要な資料及び関係書類の提出を求め、双方の関係職員から説明を聴取するとともに、実地監査を実施しました。

監査に当たっては、出納その他の事務の執行が関係法令に則り適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、次のとおり着眼点を定めて監査を実施しました。

(1) 出資団体

団体関係	所管課関係
ア 定款及び経理規程等諸規程は整備されているか。	ア 株式又は出資による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。
イ 設立目的に沿った事業運営が行われているか。	イ 株券等の保管は良好か。
ウ 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。	ウ 出資者としての権利行使は適切に行われているか。
エ 事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。	エ 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。
オ 経営成績及び財政状態は良好か。	

<p>カ 関係帳票の整備、記帳は適切か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。</p> <p>キ 会計経理及び財産管理は適切か。</p> <p>ク 資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。</p>	
--	--

(2) 指定管理者

指定管理者関係	所管課関係
<p>ア 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか。</p> <p>イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。</p> <p>ウ 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。</p> <p>エ 利用促進のための努力はなされているか。</p> <p>オ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。</p> <p>カ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。</p> <p>キ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。</p>	<p>ア 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。</p> <p>イ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。</p> <p>ウ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。</p> <p>エ 事業報告書の点検は適切になされているか。</p> <p>オ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。</p> <p>カ 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。</p>

6 監査対象団体の概要

(1) 一般財団法人奈川振興公社

- ア 名称 一般財団法人奈川振興公社
- イ 所在地 松本市奈川 2356 番地
- ウ 設立年月日 昭和 47 年 11 月 30 日
- エ 基本財産 3,100 千円 (松本市出捐金 3,100 千円 (出資率 100%))
- オ 設立目的 奈川地区において、地域の振興を推進し、住民福祉の向上をはかること。
- カ 事業内容 (ア) 諸施設の整備、経営、管理
(イ) 公共施設の管理受託
(ウ) 観光情報の提供及び体験ツアー等の企画・運営
(エ) 農産物の生産、加工、販売
(オ) 情報処理、会計処理、文書作成等の事務処理請負業
(カ) 特定労働者派遣事業
(キ) 前号までに掲げるもののほか、設立目的を達成するために必要と認める事業
- キ 組織 (平成 29 年 10 月現在)
- 評議員 3 名
- 理 事 4 名 (理事長 1 名、副理事長 1 名、常務理事 1 名)
- 監 事 2 名
- ク 財政状況

貸借対照表
平成29年3月31日現在 (単位:千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金額	科 目	金額
流動資産	21,965	流動負債	7,167
固定資産	8,949	固定負債	1,638
基本財産	3,100	負債合計	8,805
その他固定資産	5,849	正味財産の部	
		一般正味財産	22,108
		正味財産合計	22,108
資産合計	30,914	負債及び正味財産合計	30,914

(2) 四賀むらづくり株式会社

- ア 名称 四賀むらづくり株式会社
- イ 所在地 松本市取出 481 番地 1
- ウ 設立年月日 平成 7 年 10 月 16 日
- エ 基本財産 55,700 千円 (松本市出資金 17,000 千円 (出資割合 30.5%))
- オ 設立目的 次の事業を営むことを目的とする。
 (ア) 市民農園の管理及び運営の受託業務
 (イ) 公共施設の管理及び運営の受託業務
 (ウ) ホテル、旅館及び飲食店の経営
 (エ) 公衆浴場の経営
 (オ) 浄化槽の設計、施工、清掃、保守、点検並びに管理業務
 (カ) 地域産業に関する商品の企画、立案並びに販売
 (キ) 花卉の栽培並びに販売
 (ク) 松茸、椎茸及びなめこ茸等のきのこ類の栽培に関する研究開発、生産並びに販売
 (ケ) 木炭及び木酢液の生産並びに販売
 (コ) 農畜産物の加工及び菓子類の製造並びに販売
 (サ) 土産品及び酒類の販売
 (シ) 堆肥の製造並びに販売
 (ス) 前各号に附帯する一切の業務
- カ 組織 (平成 29 年 10 月現在)
- 代表取締役 1 名
 取締役 6 名
 監査役 1 名
- キ 財政状況

貸借対照表
 平成29年6月30日現在 (単位:千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金額	科 目	金額
流動資産	40,130	流動負債	9,978
固定資産	5,632	固定負債	11,501
有形固定資産	5,627	負債合計	21,478
投資その他の資産	5	純資産の部	
		資本金	55,700
		利益剰余金	△ 31,416
		純資産合計	24,284
資産合計	45,762	負債・純資産合計	45,762

7 監査の結果

(1) 一般財団法人奈川振興公社

ア 出資団体の監査

(ア) 総括

監査の対象とした出納その他の事務については、下記の改善事項をはじめ、不適切な処理が確認されました。

なお、軽微な指摘事項については、口頭で留意又は改善を促しました。

(イ) 改善事項

法令等の規定又は制度の運用面等から適正に執行されていないと認め、改善を求める事項は次のとおりですので、しかるべき措置を講じてください。

(団体関係)

- a 公社職員による3回目の着服事件を受け策定された再発防止策が、計画どおり遂行されていませんでした。このような組織体質が不祥事の連鎖を断ち切れない要因とも考えられます。強い危機感をもって再発防止と信頼回復に努めてください。
- b 前回(平成26年)監査時にも指摘しましたが、商品等の在庫管理がされておらず、物の動きが曖昧で不明確になっています。在庫管理は経営の根幹となりますので、早急に改善を図ってください。
- c 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条で準用すると規定されている第95条第1項、定款第33条第1項では、理事会の決議は理事の過半数が出席し、その過半数をもって行うとされていますが、平成28年6月26日開催の理事会においては就任前の理事により決議がされていました。法令等に基づいた運営に努めてください。
- d 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条で準用すると規定されている第95条第3項、定款第35条第2項では、理事会に出席した理事長及び監事は議事録に記名押印するとされていますが、平成27年5月20日開催の理事会においては監事が出席しながら議事録に記名押印がされていませんでした。法令等に基づいた運営に努めてください。

(ウ) 意見・要望事項

制度又は運用等に検討を求める意見・要望事項は次のとおりです。

(団体関係)

- a 役員及び評議員への日当は実費弁償が基本となりますが、現行の支給基準は実費をはるかに超えていると思われます。社会通念上妥当な金額に改定してください。
- b 季節により事務所が移動するのは業務管理上適切ではありませんので、定置を検討してください。

(所管課関係)

- a 公社では商品等の在庫管理が徹底されていません。物品の管理体制が甘く、責任の所在が不明確な組織体質の継続により、不祥事が連続発生する事態に至ったと考えられます。強い危機感をもって適切な指導助言に努めてください。
- b 公社は昭和47年に設立され、当時は地元住民の雇用確保等の役割を果たしてきましたが、時代の経過とともに存在意義も変わってきています。行政の関与が今後も必要なのか検証を進め、公社の主体性強化に取り組んでください。

イ 指定管理者の監査

(ア) 総括

監査の対象とした出納その他の事務については、下記の意見・要望事項を除き、おおむね適正に執行されていると認められました。

なお、軽微な指摘事項については、口頭で留意又は改善を促しました。

(イ) 意見・要望事項

制度又は運用等に検討を求める意見・要望事項は次のとおりです。

(団体関係)

- a 使用せずに放置されている食品加工機器がありました。再活用を検討してください。
- b 物品の搬出入や連絡事項が、無人の場所に置かれたホワイトボードに記されていましたが、これらは伝票や台帳など書類により管理することが適切です。管理方法の見直しを図ってください。

(所管課関係)

- a 公社が公募によらない特命指定を受ける条件として、所管課には通常のモニタリングに加え定期的に管理運営上の指導・監督の徹底を図ることが求められていますが、公社では、不祥事を受け策定された再発防止策が計画どおり遂行されていませんでした。巡回日数や点検内容を明確に定めるなどして、指導・監督の実効性を高めてください。
- b 借地料など旧村時から継続している契約条項については、現在の社会情勢に適合しているか検証してください。

(2) 四賀むらづくり株式会社

ア 総括

監査の対象とした出納その他の事務については、下記の改善事項等を除き、おおむね適正に執行されていると認められました。

しかし、経営管理面では、下記の意見・要望事項に示すとおり、組織として根源的な問題を抱えているものと思われます。

なお、軽微な指摘事項については、口頭で留意又は改善を促しました。

イ 改善事項

法令等の規定又は制度の運用面等から適正に執行されていないと認め、改善を求める事項は次のとおりですので、しかるべき措置を講じてください。

(団体関係)

(ア) 会社法第109条第1項では、株式会社は、株主を、その有する株式の内容及び数に応じ、平等に取り扱わなければならないとされていますが、一部の法人株主等には優待券が配布されていませんでした。法令に基づき適正に処理してください。

(イ) 会社法第369条第3項では、取締役会の議事録が書面で作成されているときは、出席した取締役及び監査役は、これに署名し、又は記名押印しなければならないとされていますが、いずれも行われていませんでした。法令に基づき適正に処理してください。

ウ 意見・要望事項

制度又は運用等に検討を求める意見・要望事項は次のとおりです。

(団体関係)

(ア) 収穫が不安定な季節食材に依存しない経営を早急に確立し、人材育成や機器更新など計画的な経営に努めてください。

(イ) 行政への依存体質を改め、企業としての主体性を高めた経営に努めてください。

(ウ) 一般職員の賃金水準向上と、退職金規程の制定について積極的に検討してください。

(エ) 調理担当職員に業務が集中していますので、バックアップ体制を整えてください。

(オ) AEDは事務室内ではなく、誰でも使用できるよう見やすい場所へ設置してください。

(所管課関係)

(ア) 前回監査時に比べ業績は若干好転しましたが、一般職員の給与・待遇など労働環境面は改善が認められませんでした。会社として利益をあげる事は当然ですが、安定した経営基盤の確立には両者のバランスが必要となります。所管課として適切な指導助言に努めてください。

(イ) 会社からは、自然環境や行政に依存した経営形態からの脱却を図る強い意思を感じ取る事ができませんでした。今後のあり方とともに、行政が一企業の筆頭株主であり続ける必要があるのかについても検証してください。